

平成二十年五月十六日受領  
答弁第三六一号

内閣衆質一六九第三六一号

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの各地方自治体の窓口における対応については把握していないが、政府としては、御指摘の保険料額及び一部負担金の負担割合並びにそれらの今後の見通しについて、六十五歳から七十四歳までの障害者に対し必要な情報を提供できるよう、各地方自治体に対し要請しているところである。

三及び四について

厚生労働省としては、現時点において、お尋ねの政策誘導や強制は考えていない。

なお、後期高齢者の診療報酬については、今後とも、後期高齢者の心身の特性を踏まえ、後期高齢者に対する適切な医療が提供されるよう、その適切な設定に努めてまいりたい。